

(別紙)

随意契約および比較見積もりを省略する理由書

大阪府ため池簡易テレメータシステムは、水防上特に重要なため池を対象に観測局を設置し、雨量計、水位計の観測データを一括に収集し、クラウドサーバを介して、行政やため池管理者が常時監視できる体制を確立するもので、災害時の迅速な水防活動や、ため池の決壊等の災害の未然防止を行うため、平成29年度から運用を開始し、府民の安全に寄与している。

今回、利用者（市町村・ため池管理者）から要望があった利便性向上のためのシステム改修に加え、ため池の下流住民の避難行動を促すことを目的に水位等の防災情報を広く府民に公開するための公開画面の作成などのシステム改修工事を行う当該システムは、平成28年度に西菱電機株式会社がプログラム及びそれと一体的に機能するシステムを独自に構築したものである。このため、本業務は西菱電機株式会社しか履行することができない。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、財務規則運用第62条関係第2項第1号により比較見積書省略とするものである。